

## 札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 母子及び寡婦福祉法第12条に規定する「母子家庭等自立促進計画」を本市の母子家庭等に対する福祉増進施策の一環として策定するにあたり、学識経験者、母子福祉団体及びその他関係団体等から幅広く意見を聴取するため札幌市母子家庭等自立促進計画検討協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組 織)

第2条 協議会は10名以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、母子福祉団体及びその他関係団体等のうちから市長が委嘱する。

3 協議会には、委員の互選により議長及び副議長を置く。

### (運 営)

第3条 協議会は、議長が招集する。

2 会議は、議長が主宰する。

3 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

4 協議会は、必要に応じ関係職員等の出席を求め、その意見を求めることができる。

5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、平成20年5月31日までとする。

2 委員に補欠が生じた場合は、必要に応じて委員を補充できることとし、その任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の謝礼は、会議1回に対して12,500円（税込み）を支給するものとする。

### (庶 務)

第5条 協議会の庶務は、子ども未来局子育て支援部保育・子育て支援課において行う。

### (そ の 他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会において定める。

### 附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附則（一部改正 平成20年3月11日局長決裁）

この要綱は、平成20年3月11日から施行する。

附則（一部改正 平成20年3月26日局長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。